

平成25年(行ツ)第155号, 第156号, 第182号~第189号, 第204号, 第205号, 第209号~第211号, 第213号~第219号, 第222号~第228号, 第239号~第245号 選挙無効請求事件

判決理由骨子

平成24年12月16日施行の衆議院議員総選挙時において, 平成24年法律第95号による改正前の公職選挙法13条1項, 別表第1の定める選挙区割り, 前回の平成21年選挙時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものではあるが, 憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず, これらの規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはない。

投票価値の平等は憲法上の要請であり, 1人別枠方式の構造的な問題は最終的に解決されているとはいえず, 国会においては, 今後も, 平成24年法律第95号による改正後の区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきである。